

平成29年6月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成29年6月6日(火) 午前9時00分開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員 (人)

会長(14番) 高岡 重盛	職務代理者(13番) 米田 一喜	
(1番) 宮原 清人	(2番) 伊東 明継	(3番) 森松 栄
(4番) 西田 義和	(5番) 尾方 文代	(6番) 白石 悌二
(7番) 渡邊 和夫	(8番) 岩坂 博行	(9番) 永田 熊信
(10番) 椎葉 セイ子	(11番) 宮原 敬五	(12番) 岩崎 盛光

4. 欠席委員 (0人)

—欠席委員：(—————)—

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第18号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第4 議案第19号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について

日程第5 議案第20号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

そ の 他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 富永 得治

農地係長 渋谷 美佐江

7. 会議の概要

開会 午前9時00分

議長	<p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。 只今から、平成29年6月相良村農業委員会総会を開会します。 相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、2番委員、3番委員の2名を指名します。よろしくお願ひします。 これより、議題に沿って会議を進めます。議案が4議案で、案件が26案件です。</p>
議長	<p>3 議 事</p> <p>議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>はじめに、議案第17号、農地法第3条の規定による許可申請について、審議します。</p> <p>まず、1番についてですが、5番委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(5番委員退席)</p>
議長	<p>それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>おはようございます。 議案第17号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。 番号1、大字深水字小園、畑1筆の557㎡です。3条の賃貸借の新規案件で、貸付人、借受人は、議案に記載されているとおりです。</p>

	<p>賃借料は、1筆5,000円です。以上です</p>
議長	<p>引き続き、本件について、7番委員からの報告をお願いいたします。</p>
7番委員	<p>両方から聞き取りしまして問題はないです。議案にのってはいませんが、貸付期間は、5年です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び7番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>ここで、5番委員の入室を許可します。</p> <p>(5番委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に、2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字深水字田ノ下、田1筆954㎡です。3条の有償移転で譲渡人、譲受人は議案に記載されているとおりです。売買価格は、1筆あたり600,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について、7番委員からの報告をお願いいたします。</p>
7番委員	<p>両方から、聞き取りしまして親戚関係になりますので別に問題ないです。</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明及び7番委員からの報告がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p>

議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第18号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について</p>
議長	<p>次に、議案第18号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）について、審議します。</p> <p>まず、1番・2番についてですが、1番委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(1番委員退席)</p>
議長	<p>それでは、1番・2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第18号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）ご説明します。番号1、大字柳瀬字小原ノ上田1筆の1,343㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は、1筆玄米90kgです。次に番号2、大字柳瀬字小原ノ上田1筆の314㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は、1筆玄米30kgです。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>

議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>ここで、1番委員の入室を許可します。</p> <p>(1番委員入室・着席)</p>
議長 事務局	<p>次に、3番について事務局の説明をお願いします。</p> <p>番号3、大字柳瀬字村ノ上畑1筆の1,024㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は1筆15,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長 事務局	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、4番について事務局の説明をお願いします。</p> <p>番号4、大字柳瀬字村ノ上田1筆の134㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は1筆玄米40kgです。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、</p>

議長	<p>ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、5番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号5、大字川辺字八王及び蜻木の田4筆2,766㎡です。賃貸借の新規案件で、利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は、全筆で玄米240kgです。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、6番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号6、大字柳瀬字城ヶ峯畑1筆1,160㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は、10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、</p>

議長	<p>ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なし声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、7番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号7、大字柳瀬字浜ノ上畑2筆の3,283㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は、10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、8番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号8、大字柳瀬字浜ノ上畑1筆の184㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は、10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、</p>

議長	<p>ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長 議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、9番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号9、大字柳瀬字浜ノ上畑1筆の1,437㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は、10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、10番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号10、大字川辺字佐土原畑1筆378㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p>

議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、11番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号11、大字川辺字佐土原2筆の2,477㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は、10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、12番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号12、大字川辺字高原畑1筆の2,156㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は、10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p>

議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、13番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号13、大字川辺字高原畑1筆で1,592㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間5年で賃借料は、10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p>
議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、14番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号14、大字川辺字佐土原畑1筆で2,867㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は、10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p>

議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、15番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号15、大字川辺字佐土原畑1筆の433㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は、10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、16番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号16、大字川辺字上高原畑1筆の2,022㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は、10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの報告がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p>

議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、17番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号17、大字川辺字上高原畑1筆の2,079㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は、10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、18番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号18、大字川辺字上高原畑1筆の1,935㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は、10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p>

議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、19番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号19、大字柳瀬字小原ノ上田1筆の1,326㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は、玄米120kgです。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>○ ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第19号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による 農用地利用配分計画(案)に対する意見について</p>
議長	<p>○ 次に、議案第19号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について、審議します。</p>
議長	<p>○ この案件については、農地中間管理事業に関する案件ですので一括して事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第19号農用地利用配分計画案に関する意見について一括してご説明します。この案件は議案第18号の10番から19番の案件になります。</p> <p>番号1、大字川辺字高原及び佐土原畑7筆の9,903㎡で、権利を設定する人は6名で農用地及び権利の設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。機構法の転貸で期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。続きまして番号2、大字川辺字上高原畑1筆の2,022㎡で権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。機構法の転貸で期間は10年で賃借料は10aあたり5,000円です。番号3、大字川辺上高原畑2筆の4,014㎡で権利を設定する人は2名で農用地及び権利の設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。機構法の転貸で期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。番号4、大字柳瀬字小原ノ上田1筆の1,326㎡で、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第20号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について</p>
議長	<p>次に、議案第20号荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について審議します。</p>
議長	<p>1番について、事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第20号荒廃農用地調査に伴う農地・非農地の判断についてご説明します。番号1、大字四浦東字藤田畑1筆の6,248㎡です。所有者、調査内容については、議案に記載されているとおりです。</p> <p>現在、この農地は保安林の申請中で周辺は山林になっております。地目が畑になっていたものですから今回申請されたものです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について、3番委員から報告をお願いいたします。</p>
3番委員	<p>5月31日に事務局と現地立ち合いをしまして、航空写真でも判るように山林で農地だった形跡も見受けられません。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明及び3番委員からの報告がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。ありがとうございました。</p> <p>その他</p>
事務局	<p>(1) 次回の総会の開催日について 7月10日、(月)曜日、午前9時から</p> <p>閉会</p>
議長	<p>それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>

閉会 午前9時55分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

平成29年6月6日

相良村農業委員会

署名委員 2番 _____ (印)

署名委員 3番 _____ (印)